

労働関係法令遵守状況報告書

丹波篠山市長あて
（対象受注者あて）

※受注者受付 年 月 日

※この項目は、対象下請負業者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

丹波篠山市公契約条例第10条の規定により報告します。

対象契約の名称			
対象契約の契約期間		下請等契約の契約期間（※2）	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 （いずれかに○を記入してください。）（※1）	所在地		
	（ふりがな）		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		
労働者の総数	名	内訳：正社員 名、パート・アルバイト 名 派遣社員 名（人材派遣業者のみ記入）	1へ記入してください。
	なし	※ 従業員がいない場合 （1人で仕事をされている個人事業主（いわゆる一人親方）の方は、「なし」に○を記入してください。	2へ記入してください。

※1 「対象受注者」とは本市と直接契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公契約に係る下請等契約（人材派遣契約を含みます。）を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます（次数は問いません。）。

※2 この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。



1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

No.	項目	回答
○ 労働条件		
①	常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ
②	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ
③	労働者への雇用通知は、労働基準法で定められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
○ 労働時間		
④	時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
○ 保険		
⑤	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑥	雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑦	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑧	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
○ 賃金		

⑨	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
⑩	賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
⑪	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
⑫	本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価：時給 円	
○ 契約従事者への周知		
⑬	上記①～⑪の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、本契約に従事する労働者に周知していますか。 ※ 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記①～⑪の事項を知らせる必要があります。	はい・いいえ
○ 下請負者への指導等		
⑭	下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 ※1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に、本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。 ※2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。	はい・いいえ

⑬・⑭の「いいえ」に○を記入した場合は、直ちに本契約従事者への周知又は下請負者等への指導を行った上で、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出してください。

2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

No.	項目	回答
①	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
②	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
③	国民年金に加入していますか。	はい・いいえ

3 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に○を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由		6か月以内に措置結果報告書を提出できない理由等
	※「法令上の義務」欄の「あり」「なし」のいずれかに○を記入してください。「あり」に○をした場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。		
(例) ⑤	下請のみ行っているため	法令上の義務	希望提出期限 年 月 日
		あり	
(例) ⑦、⑧	従業員が5人未満であるため	法令上の義務	希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
		あり	
		法令上の義務	
		あり	
		法令上の義務	
		あり	

※ 「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。

希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

(注意事項)

- 1 対象受注者は、本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合は、本報告書に施工体制台帳に添付する施工体系図の写しを添付してください。対象下請負者等に追加があった場合は、その都度、当該追加を反映した施工体系図の写しを提出してください。
- 2 本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合、本報告書を提出する義務がある対象下請負者等は、建設業法上の「元請負人」及び「下請負人」に該当するものに限りです。
- 3 本報告書の記載内容について、必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は確認資料の提出を求めることがあります。
- 4 対象受注者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、本市との契約締結以後2か月以内に本市に提出してください。また、当該契約締結の2か月より後に、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を本市に提出してください。
- 5 対象下請負者等は、下請等契約を締結以後、1か月以内に本報告書を対象受注者に提出してください。
- 6 本報告書1のチェック項目①～⑩の記載内容又は本報告書3労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合は、対象受注者は本市に、対象下請負者等は対象受注者に、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を速やかに遅滞なく提出してください。また、対象下請負者等から当該変更届の提出があった場合は、対象受注者は当該変更届を遅滞なく本市に提出してください。
- 7 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は、以下のとおりです。
 - (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
 - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間ただし、以下のものは含まない。
 - ア 臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当（扶養手当）等）
- 8 対象受注者及び対象下請負者等は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を契約締結（対象下請負者等にあつては、下請契約締結）以後6か月以内（希望提出期限を市長が認めた場合にあつては、その期限内）に本市に提出してください。

なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、御相談いただきますようお願いいたします。
- 9 本市ホームページにおいて、「対象下請負者等明示用」（様式第5号）及び「対象労働者明示用」（様式第6号）の文書を公表していますので、本報告書1のチェック項目⑬及び⑭の手続を行う際は、活用してください。
- 10 本報告書は、本市に提出する場合にあつては、丹波篠山市行政経営部管財契約課に提出してください。